

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

篠栗町長 三浦 正

市町村名 (市町村コード)	篠栗町 (40342)
地域名 (地域内農業集落名)	乙犬地区 乙犬
協議の結果を取りまとめた年月日	2025/2/14 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、担い手の不足が懸念されている。しかしながら、当町における農業振興地域内農用地であり、都市計画マスタープランには田園としての土地利用方針が定められている。また、高齢化している農業者の中でも一部の若手農業者は精力的に営農しており、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、若手農業者への農地集約化、新規就農者の確保・育成が課題である。このため、分散する高齢化した担い手の農地を集約化するとともに、新規就農者の誘致・育成の必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:28人(うち50歳代以下4人)

主な作物:水稻、露地野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

当町における農業振興地域内農用地であり、守るべき田園地域として現耕作者の離農や農地の遊休化を防ぐよう努める。

また、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
なし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害が拡大しないよう防止柵の購入に対する町単独予算での補助事業を行うとともに、小動物捕獲用箱罠の貸し出しや猟友会との連携体制を構築していく。
- ②有機農業や減農薬栽培を推奨し、取り組みに関する情報や知識の提供、物資の補助など農業者が取り組みに対して興味関心を持てるような環境を整えていく。